

平成21年度教育委員会事務点検評価(平成20年度実施事務事業)評価表

1 事務事業の基本事項

		整理番号	21
事務事業の名称	教育相談事業(いじめ・不登校対策事業)	担当部課	教育委員会 学校教育部 教育センター
		電話番号	
実施期間	平成3年度 ～		
総合振興計画における位置づけ	5章 人を育み文化を創造するまちをめざして	実施計画(H20～22)事業名	教育相談事業
	2節 次世代教育の充実		
	1項 教育内容の充実	個別計画等の名称	
	5目 教育相談・教育支援体制の充実		
実施根拠	学校教育法		
事業区分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ 法定受託事務+自治事務		
事業開始の背景等	不登校・いじめ・非行等の問題行動は依然として厳しい状況にある。これらの問題行動の防止や対策について、学校と連携を図りながら組織的・継続的に取り組んでいくことが求められている。		

2 事務事業の目的・内容

目的	保護者や児童生徒に対する相談を通して、不登校・いじめ・非行等の悩みの解決を行うとともに、適応指導教室での指導により、学校生活への復帰を図る。		
対象			
活動内容	不登校・いじめ・非行などで悩む児童生徒や保護者に対して、電話相談、来所相談及び訪問相談を行っている。また、不登校で悩む児童生徒を対象に、適応指導教室において学校復帰に向けた指導を積み重ねている。		
	(下段) 前年度の方向性に対する改善活動	(前年度方向性評価)	
		継続	
環境配慮	学校訪問時等、極力自転車を利用するように心がけている。		
実施形態	☒ 直営 ☐ 全部委託 ☐ 一部委託 ☐ 指定管理 ☐ 補助・負担 ☐ その他()		

3 事務事業の実施状況と成果

区分	指標名	区分	単位	18年度	19年度	20年度	21年度	目標値の根拠・考え方
(活動状況指標)	相談事業(面談相談と電話相談)の実施日	目標値	回	245	245	245	245	教育センターの開所日
		実績値		245	245	245		
		達成率		100.0%	100.0%	100.0%		
(成果指標)	相談件数(面接相談+電話相談)	目標値	件	1,700	1,700	1,700	1,700	面接・・・1,500件/年 電話・・・200件/年 計 1,700件/年
		実績値		1,353	1,831	1,738		
		達成率		79.6%	107.7%	102.2%		
		目標値						
		実績値						
		達成率						

4 事業費

区 分				単位	18年度	19年度	20年度	21年度	
経費	直接費	予算額		千円	14,166	13,667	13,667	11,268	
		決算額		千円	13,784	13,258	12,031		
		財源内訳	国県支出金		千円				
			その他特定財源		千円				
			一般財源		千円	13,784	13,258		12,031
		人件費	従事職員数		人	0.61	0.64		0.64
			人件費(従事職員数×平均給与)		千円	5,472	5,737		5,871
	事業費計(直接費決算額+人件費)			千円	19,256	18,995	17,902		
効率性指標	指標名						※1単位当たりの経費		
	単位コスト								

5 事務事業の評価

項目	評価の視点	評価	評価理由
個別評価	必要性	5 前年度 4	不登校・いじめ・非行等の悩みの解決を図るためには、教育相談活動が重要である。また、核家族化や少子化などんの問題から生ずる数々の相談についての確に対応できる機関として教育センターの教育相談は問題を抱える児童生徒や保護者にとって不可欠な事業である。
	有効性	4 前年度 4	保護者や児童生徒の相談に的確に対応し、その問題や悩みを解消している。関係機関と連携し、市の施策への貢献度は高い。特に教育センターの相談活動は、学校との密接な連携を図る役割として他の機関にはない独自性を持つものである。総合的にその目標は達成している。
	効率性	4 前年度 4	不登校・いじめ・非行等の悩む児童生徒や保護者にとって、学校と密接な関係にある教育センターの教育相談は必要不可欠なものである。また、学校や関係機関との連携を図りながら相談活動を実施し、限られた相談員が多くの相談にあたり、効率の良い教育相談が実施されコスト効率は高い。
	<5段階評価> 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:かなり低い		
今後の方向性	☒ 継続 ☐ 内容の見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 完了		
	依然として、不登校・いじめ・非行などで悩む児童生徒や家族は多く、専門的な知識や経験を有する相談員による相談活動はますます重要となる。そのためには、教育相談の資格を有する常勤で経験豊かな相談員の配置、児童生徒の多様化する問題に的確に対応するため、臨床心理士の資格を有する職員の継続的な配置や問題を的確に判断するための客観的で適正な心理検査の実施、また、それを活用する研修会開催など、教育相談事業の一層の充実を図っていく。		

6 その他(学識経験者の意見等)

・携帯端末、インターネットによるいじめにも注意したい。「情報モラル」の教育は、保護者にも子どもにも必要である。
 ・必要度の高い事業である。学校だけで問題解決を図ろうとするのではなく、(スクール)ソーシャルワーカーなど、様々な機関・スタッフと連携し進める事業として検討すべきである。